



6月26日（日）10:00～11:30 赤羽文化センターの第1視聴覚室において、6月例会(五十嵐郁子講師指導の手話学習会)を開催しました。会場参加は、20名（会員15名+見学5名）Zoom参加は4名、あわせて24名の方にご参加いただきました。

今回の例文～表現の復習も大切ですが、法律の中身も知っておきましょう～

① 今月の都議会で東京都手話言語条例が採択されました。

Word 解説

- この条例によって、手話が「独自の文法を持つ1つの言語」と位置付けられました。都の責務として、手話に対する理解の促進や環境整備を挙げ、災害時には手話を必要とする人が情報を得やすいうように努めることなどを求めています。施行は9月1日からになります。

② 5月19日衆議院で「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が可決されました。



Word 解説

- 障害者が様々な情報をスムーズに取得して十分な意思疎通ができる社会を目指すことを目的としています。

基本理念としては、

- ① 本人が障害の種類・程度に応じた情報取得などの手段を選択できるようにする
 - ② 地域にかかわらず等しく情報取得などができるようにする
 - ③ 障害者でない人と同じ情報を時間差なく取得できるようにする
- などを掲げ、こうした理念に則った施策の展開や財政措置などを、国や自治体の責務として規定しており、また事業者に対しても、障害者が必要とする情報を十分に取得できるよう努めることを求めています。

.....



コミ男とモア子のしゅわ談義



Zoom参加の方は、このように見ることができます。

モア子：今回も、Zoom参加の方に講師と要約筆記の画面を配信することができて好評でしたね。

コミ男：はい。左の写真を見てもらうと分かると思いますが、先生の手話も要約筆記も見やすくなっています。また、音声についても、前回のようなハウリングはなくしっかり届いていたと思います。

モア子：また、コロナ新感染者が増えています。会場に来ることができない人们にも、楽しんでもらえるようにしたいですね。